

国土強靱化の基本的な考え方

◆計画の趣旨

平成25年12月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（以下「基本法」という。）」が施行され、平成26年6月に、国土の強靱化に関係する個々の計画等の指針となる「国土強靱化基本計画」（以下「基本計画」という。）が策定された。

本市では平成2年～7年の雲仙普賢岳噴火による災害をはじめ、数々の自然災害に見舞われており、平成17年に県が実施した地震等防災アセスメント調査においても、雲仙地溝南縁東部断層帯と西部断層帯の連動とする地震等により多くの建物や人的被害等の発生が想定されているため、国土強靱化基本法の趣旨を踏まえ、災害発生後の初動、応急、復旧対策はもちろんのこと、事前予防、平時の備えを含む防災対策の一層の充実強化を図っておくことが重要である。

市が直面する大規模自然災害のリスク等を踏まえ、住民の生命と財産を守り、経済社会活動を安全に営むことができる地域づくりを進める必要性に鑑み、国土強靱化の施策を総合的かつ計画的に推進するため、「南島原市国土強靱化地域計画」を策定する。

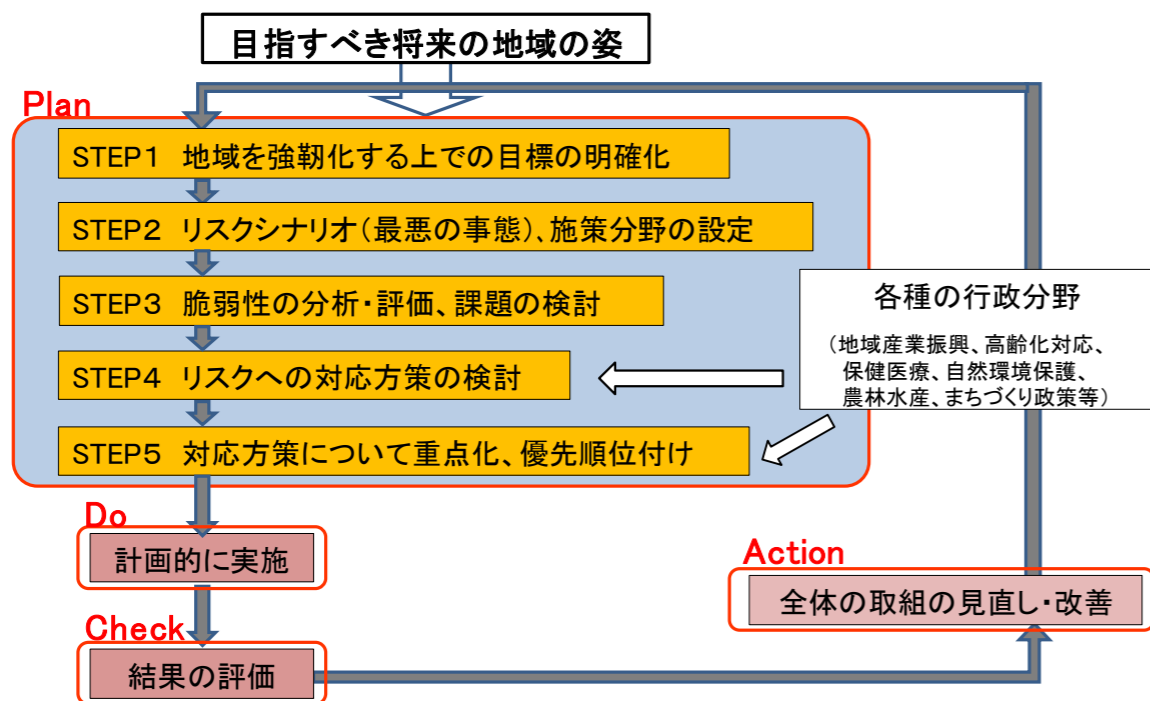
◆計画の位置づけ

「南島原市国土強靱化地域計画」は、国土強靱化の観点から、市における様々な分野の指針となるものであり、国における基本計画と同様に、いわゆる「アンブレラ計画」としての性格を有するものである。

本計画の策定においては、南島原市における最上位計画である「第Ⅱ期南島原市総合計画」と整合・調和を図るものとする。

◆計画の見直し

本計画の内容は、国の基本計画に準じて概ね5年ごとに見直すこととする。ただし、南島原市総合計画の見直しや今後の強靱化を取り巻く社会情勢等の変化、国土強靱化の施策の推進状況等を考慮し、随時見直すものとする。



地域計画策定の基本的な進め方

国土強靱化地域計画策定ガイドライン（第5版）基本編（平成30年6月）をもとに作成

想定するリスク

南島原市に被害を与えるリスクとしては、自然災害の他に大規模事故や原子力災害なども考えられるが、これまで本市において被害が発生した災害や、国の基本計画や県の地域計画の想定が大規模自然災害とされていること等を勘案し、本計画が想定するリスクは南島原市において想定される大規模自然災害全般とする。

地域強靱化の基本目標

大規模自然災害から生命、身体及び財産の保護を図り、大規模自然災害の地域社会に及ぼす影響を最小化するという理念及び島原半島に位置する本市の特性、国の基本計画が定める目標及び県の地域計画が定める目標を踏まえ、4つの基本目標、9つの事前に備えるべき目標を設定する。

◆基本目標

- ① 人命の保護が最大限図られること
- ② 市及び地域社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
- ③ 市民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
- ④ 迅速な復旧復興

◆事前に備えるべき目標

- ① 大規模自然災害が発生した時でも直接死を最大限防ぐ
- ② 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する
- ③ 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する
- ④ 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する
- ⑤ 大規模自然災害発生後であっても、経済活動を機能不全に陥らせない
- ⑥ 大規模自然災害発生後であっても、ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる
- ⑦ 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない
- ⑧ 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する
- ⑨ 大規模自然災害が発生したとしても、島原半島内での孤立を回避す

施策分野

南島原市国土強靱化地域計画に関する施策の分野は、以下の6つの個別施策分野と4つの横断的分野とする。

個別施策分野（6つ）	横断的分野（4つ）
①行政機能、消防、防災教育等	①リスクコミュニケーション
②住宅・都市、環境	②人材育成
③保健医療・福祉	③官民連携
④産業（情報通信、エネルギー、産業構造）	④老朽化対策
⑤農林水産	
⑥国土保全・交通（国土保全、交通・物流）	

リスクシナリオ及び地域強靱化の推進方針

本市の特性を踏まえて設定した39の起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）を回避するための主な推進方策の概要は次のとおりである。

起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）		主な推進方策の概要 ※再掲あり
1-1	住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生	○住宅・建築物の耐震化、○市有建築物の耐震化、○非構造部材の耐震対策、○地域防災力の強化等
1-2	不特定多数が集まる施設における大規模火災による多数の死傷者の発生	○救助・救急体制の整備、○消防力の強化、○地域防災力の強化等
1-3	広域にわたる大規模津波等による多数の死傷者の発生	○推進計画の策定、○津波・高潮ハザードマップの周知、○津波避難対策の推進
1-4	突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生	○河川整備、災害対応体制の強化、○地域防災力の強化等
1-5	大規模な火山噴火・土砂災害（深層崩壊）等による多数の死傷者の発生	○避難警戒体制の強化、○治山施設の整備、○避難計画の策定等
2-1	被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止	○輸送ルートの確保、○上水道施設の耐震化、○ガス施設の耐震化、○備蓄体制の強化、○受援体制の構築、○停電対策等
2-2	多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生	○道路の整備、○ヘリコプター臨時離発着場の整備、○交通ルートの確保、○情報伝達手段の整備、○備蓄の推進等
2-3	消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足	○災害対応体制の強化、○消防力の強化
2-4	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺	○道路の整備、○関係機関・団体等との連携、○漁港の耐震化
2-5	被災地における疫病・感染症等の大規模発生	○防疫体制の整備、○下水道 BCP の推進、○住宅・建築物の耐震化、○避難所運営体制の整備、○地域防災力の強化等
2-6	劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生	○避難所運営体制の整備、○要配慮者対策の充実、○ペット対策の整備、○火葬場施設の機能確保
3-1	市職員・施設等の被災による機能の大幅な低下	○業務継続計画の見直し、推進、○市庁舎の耐震化、○災害対応体制の強化、○電力の確保等
4-1	防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止	○通信インフラの整備
4-2	テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態	○情報伝達手段の確保
4-3	災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態	○情報伝達手段の整備、○災害情報の収集・伝達手段の確保、○災害対応体制の強化、○災害教訓の伝承等
5-1	サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下による競争力の低下	○企業防災の促進、輸送ルートの確保、道路の整備
5-2	エネルギー供給の停止による、社会経済活動・サプライチェーンの維持への甚大な影響	○道路の整備、○企業等による燃料等確保対策の促進
5-3	重要な産業施設の損壊、火災、爆発等	○防災情報の収集や発信の強化、○企業防災の促進
5-4	基幹的陸海上交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響	○道路の整備、○輸送ルートの確保
5-5	食料等の安定供給の停滞	○食品、倉庫、輸送事業者等との連携強化、○生産基盤の強化、○農道の整備、○物流インフラの整備等
5-6	異常湧水等による用水供給途絶に伴う、生産活動への甚大な影響	○湧水対策
6-1	電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）や石油・LPGガスサプライチェーン等の長期間にわたる機能の停止	○企業防災の促進、○再生可能エネルギーの導入
6-2	上水道等の長期間にわたる供給停止	○上水道施設の耐震化、○復旧・復興体制の整備
6-3	汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止	○下水道 BCP の推進、○排水施設の老朽化対策、○し尿処理施設の基幹的設備の整備、○下水道施設の老朽化対策等
6-4	陸海の交通インフラの長期間にわたる機能停止	○道路の整備、○輸送ルートの確保、○被災者支援体制の整備、○交通施設、沿道建築物等の耐震化の推進
6-5	防災インフラの長期間にわたる機能不全	○道路の整備、○河川整備
7-1	地震に伴う集落等の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生	○災害対応体制の強化
7-2	海上・臨海部の広域複合災害の発生	○企業防災の促進、○防災情報の収集や発信の強化
7-3	沿道の建物倒壊に伴う閉塞等による交通麻痺	○住宅・建築物の耐震化
7-4	ため池、防災インフラ、天然ダム等の損壊・機能不全や堆積した土砂、火山噴出物の流出による多数の死傷者の発生	○連携体制の強化
7-5	有害物質の大規模拡散・流出による被害の拡大	○危険物施設等の安全確保等
7-6	農地・森林等の被害による国土の荒廃	○農地の保全、○生産基盤の強化、○森林の整備
8-1	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態	○災害廃棄物対策
8-2	復興を支える人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興できなくなる事態	○復旧・復興体制の整備、○市災害対策本部体制の強化、市庁舎の耐震化、○最新技術の導入
8-3	広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復興が大幅に遅れる事態	○浸水対策、○河川整備
8-4	貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・喪失	○地域コミュニティの活性化、○ボランティアの受け入れ態勢の整備、○学校における防災教育等
8-5	事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態	○復旧・復興体制の整備、○仮設住宅建設候補地の選定、○罹災証明書発行体制の整備、○地籍調査の推進
8-6	風評被害や信用不安、生産力の回復遅れ、大量の失業・倒産等による国家経済等への甚大な影響	○観光客等誘致対策、○離職者の再就職支援
9-1	島原半島のインフラ損壊による孤立の発生	○災害対応体制の強化、○輸送ルートの確保、○道路の整備、○港湾 BCP の策定、○電力の確保

※色付きは重点化プログラム